

## 確認検査業務手数料【2階建てまでの居住専用建築物及びこれに付属する建築物】

床面積の合計	確認申請 (構造計算無) 手数料(1)	確認申請 (構造計算要) 手数料(2)	中間検査 申請手数料(3)	完了検査申請手数料	
				中間検査あり (4)	中間検査なし (5)
30m <sup>2</sup> 以内	7,000円	手数料(1)と同額			12,000円
30m <sup>2</sup> 超え 100m <sup>2</sup> 以内	13,000円				14,000円
100m <sup>2</sup> 超え 200m <sup>2</sup> 以内	20,000円				21,000円
200m <sup>2</sup> 超え 500m <sup>2</sup> 以内	26,000円				29,000円

※ 上記の手数料は、2階建てまでの一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿、兼用住宅及びこれらに付属する建築物等に適用となります。

※ 計画変更に関しては、これに係る部分の床面積の1/2を床面積の合計として手数料を算出します。

※ 用途変更に関しては、用途変更部分に係る部分の床面積を適用して手数料を算定します。

※ 構造計算要の構造計算とは、法第20条第2号及び第3号、法第86条の7に規定される構造計算とします。(大臣認定により図書を省略される場合を除く。)

※ 完了検査時の出張費は、秋田県内は無料です。

## 事前相談について

- ・建築基準法等の判断、提出書類・図面等の作成、確認申請のスケジュール等に関するご相談に応じます。電話での相談も可能です。
- ・事前相談にこられる際は、ご連絡ください。打合せ日時を調整させていただきます。
- ・打合せ用に必要な書類・図面一式1部をお持ちください。(郵送、FAX、メールでも可能です。)(申請者・設計者等の押印は不要です。)
- ・事前相談には確認検査員が対応いたします。

## 契約等について

- ・受理時に申請内容を確認した後、当社が引受承諾書を発行することにより、建築確認検査業務約款に基づく契約締結といたします。各種申請は、郵送でも可能です。
- ・契約後、建築確認検査業務手数料規定に基づく請求書および引受承諾書を送付いたします。請求書記載の「支払期日」までに請求書記載の銀行口座にお振込みください。
- ・現金での支払いも可能です。
- ・御社の経理処理に合わせることも可能です。

## 確認申請に際して審査の迅速化にご協力ください。

- ・確認申請前に、できるだけ確認検査員と事前相談を行い、問題点をクリアにしてください。
- ・確認申請に必要な書類は、当社のホームページよりダウンロードしてください。
- ・第一面は当社指定の申請書様式でお願いします。第二面から第五面は、施行規則第二号様式によるものです。
- ・申請受理後、即日、確認検査員がチームで国土交通省令に定められた項目・手順に基づき審査を実施いたします。
- ・追加説明や補正等の事項がある場合は、電話、FAX、メール等でご連絡いたします。

## 検査申請について

- ・検査申請の際は、ご連絡ください。検査日時を調整させていただきます。
- ・特定行政庁、限定特定行政庁、他の民間指定確認検査機関の確認物件も検査を行います。その際は、検査に必要な副本(書類・図面一式)の写しをお持ちください。(郵送でも可能です。)
- ・検査は、確認検査員が国土交通省令に定められた項目・手順に基づき実施いたします。
- ・検査適合後は、速やかに検査済証を交付いたします。